

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、取得原価が不明なものについては再調達原価としています。ただし、道路、水路の敷地のうち取得原価が不明なものや無償で移管を受けたものは原則として備忘価額1円としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価値のあるもの

財務書類作成基準日において、当市では保有しておりません。

②市場価格の無いもの

出資金額をもって貸借対照表価格とします。ただし、出資先の財政状況の悪化により価値の低下割合が30%以上である場合には「著しく下落した場合」に該当するものとしませんが、当年度においては該当する有価証券等はありません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として「減価償却資産に係る耐用年数に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算出しています。ただし、リース資産については、当該リース期間を耐用年数とします。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のものやリース料総額が300万円以下の取引を除く。）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他のリース取引については、通常の賃

貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。
なお、地方自治法第235条の5に定める出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

①償却資産の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、明らかに資本的支出でない場合、金額が100万円未満であるとき、又は固定資産の前期末取得価額の10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③消費税等の会計処理

税込方式によって処理しています。

④会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

2 重要な会計方針の変更

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。
建築請負代金等請求事件 1,629千円

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計）

一般会計
国民健康保険事業特別会計
介護保険事業特別会計
後期高齢者医療特別会計

なお、下水道事業特別会計は、地方公営企業法適用に向けた作業を行っているため、今年度の全体財務書類からは除いています。そのため、一般会計等における他会計への繰出金等も下水道事業特別会計に関する分は内部相殺されません。

- (2) 地方自治法第 235 条の 5（「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- (4) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
 - ① 科目 土地
 - ② 範囲 普通財産の内、貸付地等を除く
 - ③ 金額 200,574 千円